

インドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業

OECD 多国籍企業行動指針に基づく住民の申立書 概要

a) 問題提起者に関する情報

- ・ 23 名（バタン地域住民組織 UKPWR 協会を代表。同協会は、住民に負の影響を及ぼす同事業に反対するため 2012 年に設立。ウジュンネゴロ、カラングネン、ポノワレン、ウォノクルソ、ロバンの 5 村の影響住民 7,000 名以上が参加。）

b) 問題提起の対象となっている企業に関する情報

- ・ 伊藤忠
- ・ J-Power

c) 問題提起の内容

(1) 序文

(2) 被提起企業が行動指針を遵守していないとして問題提起を行う個別事例の内容

<同事業の結果として、これまでに生じた悪影響>

<同事業が継続する場合に将来発生するであろう追加的な悪影響>

1. すでに生じている、また、将来生じる深刻な経済的被害と生活の困窮化
2. 同事業に反対する地域住民は深刻な人権侵害に直面、また、将来同様の問題に直面
3. 事業が遂行された場合に将来起きる公害による追加的な悪影響

※各項目の詳細は、『JBIC 異議申立制度に基づく住民の申立書 概要』D の項を参照

(3) 上記個別事例が行動指針のどの事項に違反しているかの説明

<違反している行動指針の項目リスト>

I. 定義と原則

2. 国内法の遵守は、企業の第一の義務である。

II. 一般方針

- A. 10. 第 11 段落及び第 12 段落で記述されているように、実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、例えば企業のリスク管理システムに統合することにより、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施し、これらの悪影響にどのように対処したか説明する。
11. 自企業の活動を通じ、行動指針に規定されている事柄に対して、悪影響を引き起こす又は一因となることを回避し、そのような悪影響が生じた場合には対処する。
14. 地域社会に重大な影響を及ぼし得る事業又は他の活動のための計画及び意思決定において、関連する利害関係者の見解が考慮される有意義な機会を提供するため、そうした利害関係者に関与する。

IV. 人権

1. 人権を尊重する。これは、企業は他者の人権侵害を避けるべきであり、企業が関与した人権への悪影響に対処すべきという意味である。
2. 企業自身の活動の文脈において、人権への悪影響を引き起こす又は一因となることを避けるとともに、そのような影響が生じた場合には対処する。
5. 企業の規模、事業の性質及び活動の文脈、並びに人権への悪影響のリスクの重大性に応じて適切に人権デュー・ディリジェンスを実施する。
6. 企業が人権への悪影響を引き起こした又は一因となったと特定した際は、企業はそれらの悪影響からの救済において、正当な手続を提供するかそれを通じた協力をを行う。

VI. 環境

2. a) 企業活動の環境，健康及び安全への潜在的な影響に関する適切，計測可能，検証可能で（該当する場合には）かつ時宜を得た情報を社会及び労働者に提供する。
- b) 企業の環境，健康及び安全に関する方針及びその実施によって直接に影響を受ける集団と，適切かつ時宜を得た連絡及び協議を行う。
3. 提案された諸活動が環境，健康及び安全に対して重大な影響を与える可能性があり，かつ，これらの諸活動が所管官庁の決定に服する場合には，適切な環境影響評価を準備する。

※各項目の違反内容の詳細は、『JBIC 異議申立制度に基づく住民の申立書 概要』E、Fの項を参照

(3) 問題提起の背景（過去の経緯，問題提起を行うに至った状況等）

- ・ 問題に関する過去の状況（事業者等とのコミュニケーションの経緯）
- ・ 問題に関する現在の状況
土地収用法（2012年第2号）の適用方針にもかかわらず、地権者への脅迫やインドネシア国軍工兵隊による土地整備作業の開始など、住民への圧力が高まっている）
- ・ 日本・連絡窓口（NCP）に申立てを提出するに至った理由
BPI やインドネシア政府が適切かつ必要な措置を講じないため、人権侵害の状況は悪化。日本企業である伊藤忠、J-POWER は過去、現在、そして将来にわたる地域住民への悪影響について、責任を負う立場であり、そうした悪影響を回避したり、BPI／ビジネス・パートナーの行為に変化をもたらすよう、影響力を行使しうる。しかし、今日まで、両企業はその行使を怠っている。したがって、日本 NCP への申立書提出に至った。

(4) 日本 NCP に対して希望する問題解決支援の事項・内容

※詳細は、『JBIC 異議申立制度に基づく住民の申立書 概要』Gの項を参照

以上